尋常小學讀本

那珂通世校閲
飯田直丞編輯

六

大日本教育會書籍館
二 五函
七 五架
七號
六冊

特34
972

那珂通世 校閲
飯田直丞 編輯

尋常小學讀本

巻之六

文學社

尋常小學讀本巻之六

東京　那珂通世　校閲
飯田直丞　編輯

第一

汝等小學校ニ入リテ、日々習フ學科ハ、普通ノ學ニシテ、何業ニ為スモ、皆缺ク可カラザル事ナリ。○中ニモ修身ノ學ハ、人ノ人タルモノニ、一日モ離ルヽ事、能ハザルモノニシテ、其大ナルヽヿ、比ヘ難キ、君父ニハ事ヘザル可カラズ、妻子

那珂通世 校閲
飯田直丞 編輯

尋常小學讀本

巻之六

明治十九年

東京

東京教育博物館 第

明治十九年九月十八日内務省文書課

尋常小學讀本巻之六

汝等小學校ニ入リテ、日々習フ學科ハ、普通ノ學ニシテ、何業ニ為スモ、皆缺ク可カラザル事ナリ。○中ニモ修身ノ學ハ、人ノ有ルモノニ、一日モ離ル、事、能ハザルモノニシテ、其大ナルハ、父ニ仕ヘ、君ニ仕ヘ、事ヘザル可カラズ、妻子

ハ養そざ法可からぢ、國法ハ守らざる可からず又人ハ對して妨害をふる事ハ、避けぢる可からぢ、○若し此等の事柄、辨へざれば、人の笑を受くるのみならず、我身の禍ハ、陷る事多うるべし、其辨ふると、辨へざるとの現狀ハ、下の條柄見て知るべし、

學科、普通修身、國法、妨害、避、笑、禍、陷、現狀、

第二

爰ハ示したる圖ハ、ある縣廳ふて、其管下の孝子を、喚出し、褒狀柄與ふる狀ふる、○此孝子ハ、豪農ハ子にして、天性至孝なる上ハ、幼きを小學校に入りて、日々修身書柄、授けらるゝ度だやに、一〻心ハ記憶し、必之を身ハ行ひ、讀ミ書き算術等も勉強して、學びあり、

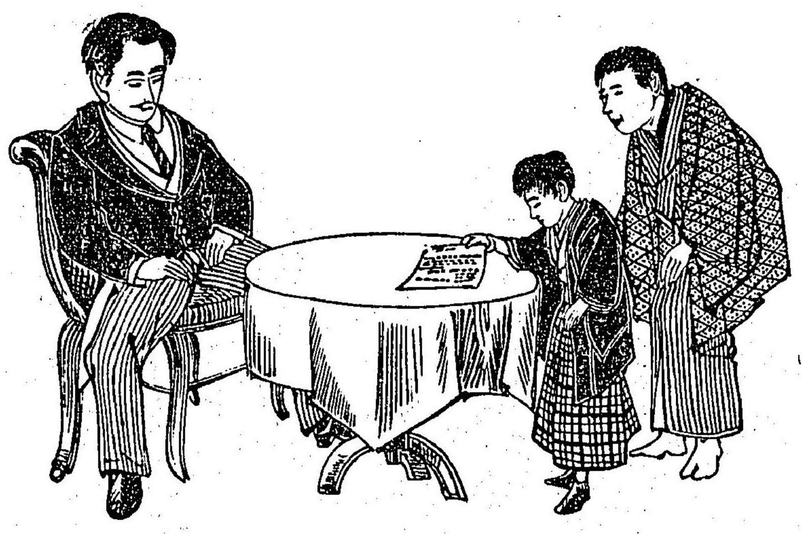

故に、他の生徒となれば、疾く進み、家に在りては、父母
の心の、満足せざる事のなき様、心ゐくる故、一村
の小兒等、其孝行に感じて、皆之を學ばざるも
なれなり。○故に斯く、褒狀を賜はるし
ものなり、
今汝等も如く、父母の命じて、學校に入らしめ免
ある者は、勉免て學ぶを、孝行の道となれば、何如ぞ
ふまだ、父母の心は、汝等ゐの、勉免て學ぶ様以て、
満足せざるなり、

縣廳管下、喚出褒狀、豪農、天性、至孝、満足、

第三

人の業は、成し遂ぐんぬするよは、其難なを耐
へ、其苦しきを忍びて、勉むるよりなしまだ、
其業は成らじ。○昔小野篁といふ人、或時野外
に遊行し、偶柳の下ふいたるしに、其枝垂まで、
肩に拂へども、地上なるは、三尺許を隔てゐる、
○然るに、一匹蛙ありて、地上なるを仰ぎ、此柳の枝
に止まる居たる蟲を取らんぬし、數度躍り上ま

ども、枝より達をるたゞ能
をば、筐其蛙れ望みの難
如き笑ひ成し得るや否
や見んとし、暫時多くぞ
を居たりしに、遂よ之
を取り得て食みたり。○
筐大に其耐忍して、志を
遂げしよ感じ、夫より自
ら學問よ刻苦して、遂よ

大儒能書かくなることゝ、
なる、

野外、枝垂、肩拂、暫時、耐
忍、刻苦能書、

第四

爰に、學校より行ひぶりして、
途中より妄戯する、一人れ
痴童ありて、○忽ち巡査れ
來りて、之を拘引して警

察署より到り、警部の前より出せり、○警部ハ、其妄行の次第を問ひ、種々説諭を為し、以後を戒め、あるべし、○愚痴なる童子も、其懇切なる説諭より服し、我が行ひ非なりしを慚ぢ、真より後悔の色顯はれたれば、親類の者をよびて、引渡したり、○警察署にて、斯る愚人の為に、煩勞を為すものも、人民保護の、職務なれば、若し此痴童日々に、途上に妄戯をなす、途人より對し、如何なる害を與ふるも、知るべからず、且つ其身も、改心せざる時あらんを、○然るに、警察署の設あれば、途人も害を被らず、痴童も、其悪しき行を改むる機得あるなり、

警察署、警部、巡査、拘引、説諭、懇切、煩勞、職務、保護、

第五

汝は、我が住む國は、何ならんを知れるや、我が日本帝國ハ、四箇の大島と、數多の小島とを合して、國を成し、之を大別して、畿内八道とし、小

東京々橋銀座通リノ圖

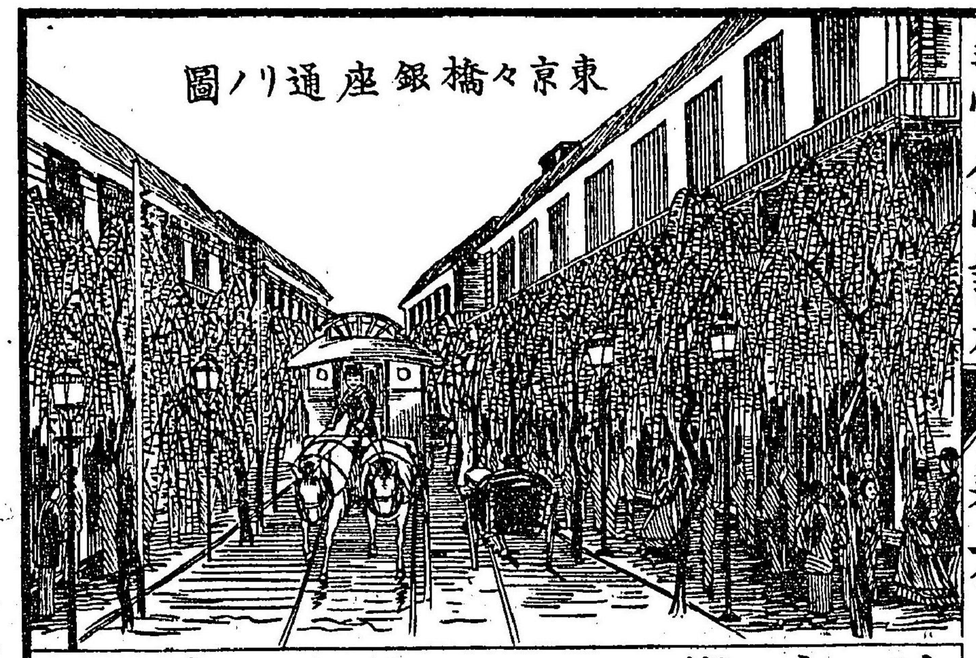

別して、八十五國ゝ分、其委しきハ、地理學ゝ於て、學ぶべしなり、○今ハ都ハ、東海道武藏の國に在ゝて、東京と云ふ、政府の在る城以て、市街乃繁盛、他に比ゝ類なきものなし、東京の外、山城の國に、京都ゝ云ふ地あゝて、維新

以前の帝都たり、又攝津の國ゝ大坂と云ふ地あり、此三都會を三府といふ、

我ゝの國ゝて、最大なる山を、富士山と云ふ、其高ゝハ、直立一千四百丈ゝのりて、其高ゝ分ゝなら分、形ゝ美はし、其麓ハ、駿河甲斐ゝ二國ゝ跨ゝ、秋ゝゝ春ゝ至るゝまでは、山上白雪ゝ被り、遥ゝ望免ば、白扇ゝ開ゝて、倒ゝ懸ゝるゝ如し、盛夏ゝハ、頂上僅ゝ雪ゝ殘し、他ハ皆砂石ゝ顯ゝ分、此時ゝ至ゝ、登ゝるゝ者ゝ得るなゝ、

我ごの國ハ、島國なる故以て、四方皆海ゟ接し、東と南とハ太平洋ゟして北ハ日本海、西ハ支那海なり、其海乃入口城ふたゝるもの、處々ゟ在りて、其大なるものハ、武藏の東京灣、攝津の大阪灣、渡島の函館灣等なり、

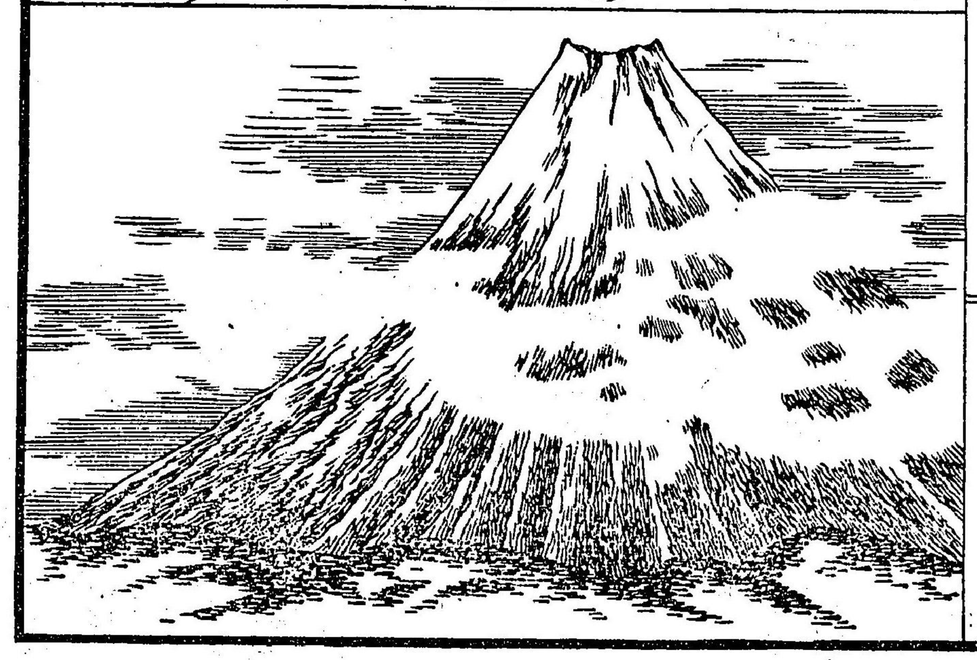

畿内、武藏、駿河、甲斐、攝津、渡島、繁盛、直立、白扇、盛夏、委跨倒顯

第六

地球ハ、圓ものゟして、其形ハ橙乃如し、其上ゟ五大洲とて、大なる大陸ゟ、又五大洋ゟて、大なる海ゟ、其中ゟ、又數多の島嶼散在して、五大洲ゟ附屬ハ○然して、此大陸と、島嶼ゟハ、人民棲息して、大國城為ハゟ、小國城為ハゟ、島嶼乃如きハ、酋長ゟて、乃の地城占

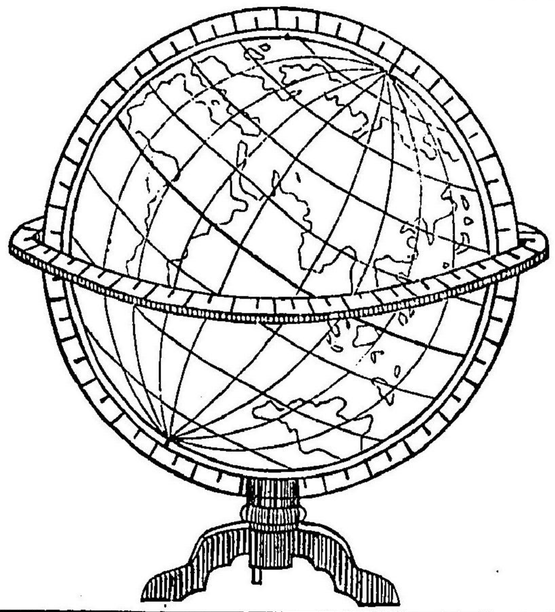

有るものもあり、又人乃住む能はざる島もあり、○日光の至る多き國ハ暑く、日光乃至る少き國ハ寒し、○此地球の北端ハ北極と云ひ、南端ハ南極と云ふ、此兩端ハ半年夜ハ出て、半年晝なる所なり、斯る所ハも、人の

居て、住居ス、

地球、橙、大陸、大洋、島嶼、附屬、棲息、首長、洲、占有、北極、南極、

第七

地球上ハ住居する人ハ、五種なりて、其一ハ亞細亞人種、其二ハ歐羅巴人種、其三ハ阿弗利加人種、其四ハ馬來人種、其五ハ亞米利加人種と、いふ、○亞細亞人種ハ、一ハ黄人と名ぢ、膚ハ黄土色ハして、髮黑く、髭少く、身の丈多くハ高

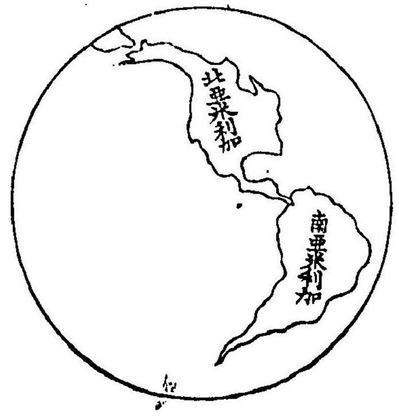

うらぼ、我ゞの日本人ハ、此中より出でゝ、○又歐羅巴人種ハ、一より白人ゝ名ぢけ、身體大きく、鼻隆く、眼睛碧色よりして、膚卵白色より淡紅斑帯び、髪多くハ褐色よりして、鬚多し、歐羅巴乃人ハ此人種なり、○又亞

弗利加人種ハ、一より黑人ゝ名ぢけ、其色黑き事、漆塗りなる如く、髪縮まり、鼻低くして、廣く、唇甚厚くして、前面より突出ず、亞弗利加の土人ハ、皆此人種なり、○又馬來人種ハ一より棕色人ゝ名づけ、膚も黃褐色髪多くして、黑

く剛こうらぎ、甚亞細亞人種に似ゐ、印度諸島馬來半島の土人は、皆此種に屬せり、○又亞米利加人種は、一に銅色人と名づく、膚は赤くして、銅の如く、髮疎にして黑く、髭少く、目凹みて鼻廣し、亞米利加州の土人は、皆此人種に屬す、亞細亞、歐羅巴、阿弗利加、馬來、亞米利加、膚、髮、碧色、淡紅、褐色、棕色、

第八

茲に一の老人ありて、小兒に招き、語りて曰く、我と汝と、日本に生れ、穀物と、肉類、野菜とを、常食とし、冬は厚き衣服を著、炭薪を焚きて、暖を取り、夏は薄き衣服を被り、扇を動して、暑を防ぐ、何ぞ幸福の甚しきや、汝等此圖を見ることを、教の繪圖を示すなり、

小兒等之を見て、何やらむ問ふ、此人は、穴の中に住ゐて、何ぞ家をなさゞるや、○老人曰く、此國は、夏や雖も、我國の寒中ならんのみ、故に樹木を生ずるにあらず、唯、蘚苔を生ずる

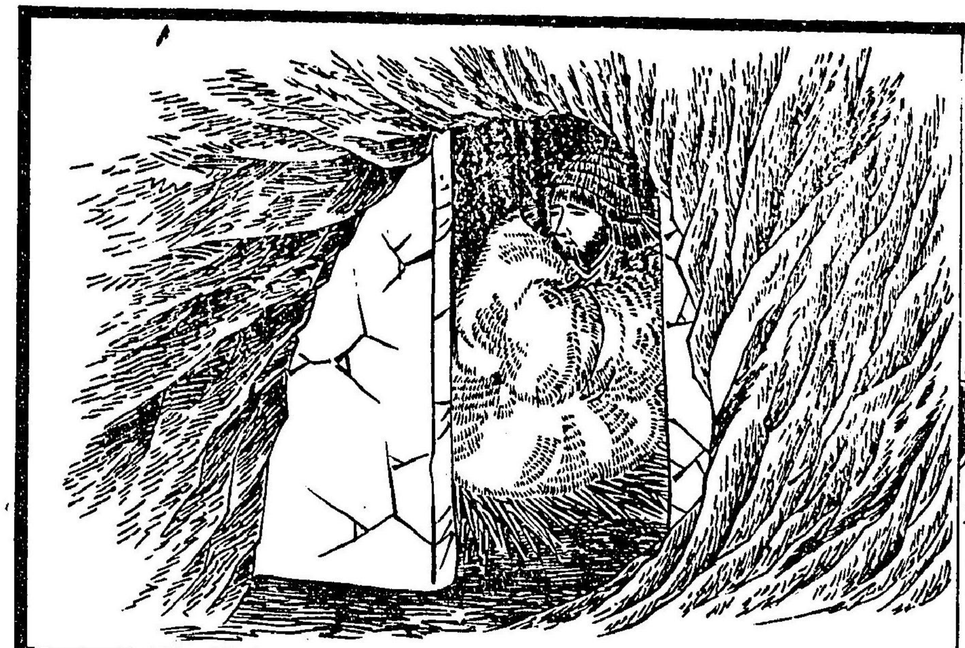

のゝ故にかゝる、土穴の中ゝ非ずゝまた、其寒氣凌ぐ能はざるなり、○然らば此穴の外ゝ立てゝ居る戸ハ、何れゝ、木板取り來りて、作りしや、汝ハ、此戸の如きもの、木なりと思ふか、此ハ氷の板なり、此地を吹く風

ハ極めて寒き故ゝ、この氷を建て置くやうにハ、其寒さ、凌ぐ為きなり、○然らば、何を食ひ居るや、○他ゝ食ふ為きものゝ多きなれども、白熊とて、白き毛色の熊あり、其等、捕へて、肉を食ひ、皮を衣て、寒さ、凌ぐなり、其艱難ハ幾何ぞや、○今示せる繪圖の如くゝ、ふらゝ、其地に生ずる人ハ、憐む為きものなり、斯る國ハ、何處ゝ在りや、○此國ハ、北極ゝ近き、寒帶地方の事なり、

數枚、繪圖、白熊、炭、薪、氷、寒、帶、蘚、苔、凌、憐、艱難、幾

何、

第九

此圖ハ、何如なる國の、人あるや、裸ゐして、足に靴はつきぶ、女子ハ、臂出でて、其上ゐ、子を載をゐる、而して此女も、子も、全身ハ黑ぬ、漆塗ゐるおゆし、是は熱ぬ國ゐて、日の光ゐ、斯く黑く染ゐるあらんか、○今汝ぢの言ひし如く、此ハ熱帶地方ぬ人ぬれども、其色乃黑ぬハ、黑人ゆ稱へ、日の光ゐ染ゐるゐハ非ぎるなり、

此地ハ、前ぬ寒帶ゆハ、異ゐして、草木繁茂し、毒蛇猛獸多くして、人の害をなし、恐るべき國ゐぶ、も、之を開いぢ、數多ぬ利益をも得べし、○然るゐ、人智進ゐぶして、林間等ゐ、小屋の如き、家ぬ作ゐて、棲み、其食ゐとをるもぬハ、自ら熟を

る果物を採りて食ひ、草木より生ずる虫などを捕へて食ふ、實に鳥獸とかはらざるごの如しといふ、凡そ地球上より、斯る國もあり、又開けたる國もあり、其開けし國よりは、人民は便益を謀りて、工商の業を盛ならしめ、學校を設けて、人智を進め、法律を立てゝ、人乃傷害を防ぐ等の事をなせり、

第十　熱帶、裸、臂、繁茂、毒蛇、猛獸、便益、傷害、法律、

地上に生ずる所の、植物、動物、金石の三種を知る爲に、博物學なり、右の三種は、人は常に之を用ひて、生活する物、得爲にものなり、○見よ、汝が日々食する所の穀類野菜は、植物なり、魚鳥獸は、動物なり、之を煮る器は、金屬なり、衣服も、亦動植の二物なり、生ず、住居も、亦植物金石の類を以て成る、

動物の種類は、甚多く、人類も、亦動物の一なり、其種類の中には、有脊とて、脊骨のあるものも

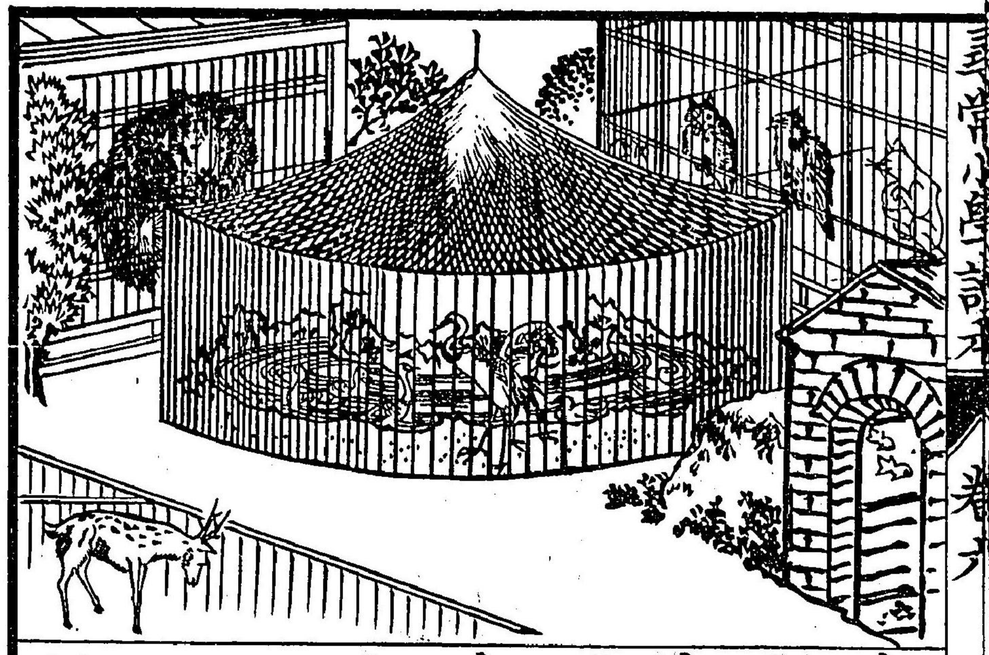

あり、無脊とて脊骨の無きものもあり、有脊ハ高等なるもけやし、無脊ハ下等なるものとす、

此圖ハ某の動物園なり、右ハ、魚室にして、玻璃を以て、張れる箱を設け、種々の魚を養へり、左ハ獸檻にして、熊羆の如き、猛獸を養ひ、中央に池あり、其上に網を張り、中にハ水鳥を養へり、其傍に野鳥を置く、鷲梟等、枝上に踞る、又其傍に一室あり、袋鼠を養ふ、汝ハ袋鼠の子を養ふ狀を見しや、袋鼠ハ、大ち小犬の如くにして、其形ハ、耳立ち、尾長く、鼠に似たり、其子を育つるに當り、腹の皮袋の中に、子を入れて、立ち行く、其狀人の子を抱き、行くが如し、此獸は熱地に産するものなり、

博物學、生活、有脊、無脊、玻璃、獸檻、熊羆、踞、

第十一

植物の用は最も多し、我が日本の家屋は、木を
て作れるもの多し、其家に居て、坐臥する疊は、
藺草と稱ふる、草を編みしものなり、又其緣は、麻糸
にて織り、其床は藁にて作りたるものなり、再
び畔を轉じて、四方を見よ、柱梁椽等なり、
諸々器具等に至るまで、多く木材にて作れる
を見るべし、襖障子等を張り、又は汝等が字を
習ふに用ふる、紙の類は、皆楮・杠ふぶくふ、木の

皮を製して、造りたるものなり、身に著たる、衣
服の類も、木綿は木の實より出づ、絹は蠶の作
れるものなれども、其餌となる桑の葉なれば、
糸を造り出すべからず、
又毛布は、羊の毛なれども、之を養ふ草なれば
こそ、繁植をしむることを得べからず、故に植物は、
人の衣食住に、必要ふるものなれば、知るべし、

坐臥藁藺、編畔、轉楮、杠、繁植、餌、

第十二

金石の類も、亦人ハ用を為すこと多し、今汝等ゞ、日々用ふる品ハ見られ、石盤石筆硯等ハ、皆山より切り出し造る石にて、作りしものなり、○又鉛筆ハ石鉛にて、岩ハ間ゝ存在する炭素より成きる一種の鑛物なり、○

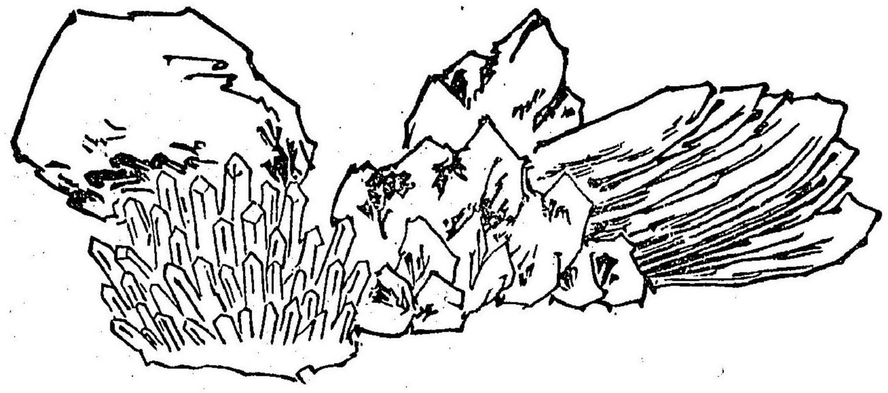

又汝等ゞの鉛筆等を削る、小刀或ハ食物を煮る、鍋釜等を作る為ハ鐵ハ、最も多く生ずる、鑛物なり、

又汝等ゞの住居する家も、礎石なきバ、固のらず、釘なければ、密著せず、皆是鑛物ふ依らざるハなし、夫等ハ品を購ふべき、金銀銅の貨幣も、亦鑛物なり、其他硫黄、朱火打石、水晶、碼碯等ハ物より、今日蒸氣の器械ふ、多々用ふる、石炭等まで、皆山中ふ生じて、自ら存在する、鑛物なり

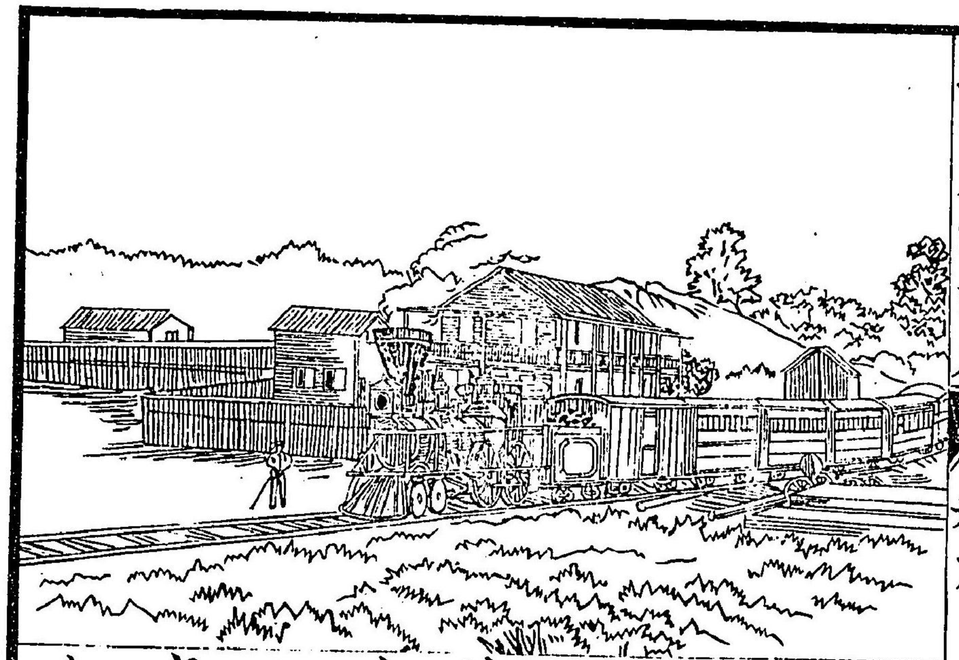

や知る爲し、

石炭の今日に入用なる事は、大なるものなり、此物は上古に繁茂せし木等、土中に埋まりて、石の如くなりたるものなり、故に處々の山中にも出づ、之を焚く時は、其火勢強し、故に蒸氣機械に用ふ、

蒸氣器械は、近代に至りて、大に開けしものなり、其至大なるは、蒸氣車なり、其車の裝置は、石炭にて焚きて、水を沸騰せしむ、蒸氣にて起こしむる、大なる釜にのりて、其蒸氣の力に依りて、車にて運轉をしむる時は、重大の物にて引きて行く、力を生ずるなり、其力にて量るに、幾馬力や言ひて、馬の力を以て數ふ、

右の蒸氣車に數多の車室に附き、鐵道の上を

引こむる時ハ、其引ける去るの疾きこゝハ、奔馬も及ぶべ、其小なるものと雖も、數百人許ゆ疾く引ける、行く力ゐる、實ゑ驚くべ、ゑ非ずや、

石鉛、炭素、硫黄、火打石、鑛物、礎石、密著、裝置、沸騰、運轉、車室、奔馬、

第十三

汝等ゐ、祖先ら、國土ゑ恩ゆ被りて、今ゐ至る、我ゐ日本人皇乃始祖ゆ、神武ゆ稱し奉る、此天皇日向の國ら、起る賜ひ、舟師ゆ率ゐて浪速ゑ到る、命ゑ從はぎる者を、征服し、遂ゑ都ゆ大和ゆ橿原ゑ奠免て、天皇の位ゑ即ける賜ふ、此歳を以て、我國の紀元とす、今明治十九年を距ゐこと、二千五百四十六年前なる、

景行天皇の御宇、熊襲蝦

夷ふぜ〻稱ふ族、兇賊あり、東西に據り、人民を虐げ、依て皇子日本武尊に命じ、之を平ぎしむ、皇子は固より、驍勇無比なれども、一たび征服に効を全うして、治平に至るも、惜むべし、歸途に就て薨じ賜へり、

仲哀天皇に至り、熊襲は遺屬復起る、天皇之を征して、未だ其効を得ざ、遂に崩じ賜ひぬ、

神功皇后代りて、之を征せらるゝに當り、其賊は根據は、三韓なれば、以て、武内等の大臣、議して、舟師を率ゐて、之を伐ち、尋で熊襲も服從したり、凱旋の日、皇子を産み賜ふ、是即應神天皇なり、

應神天皇は御子を、仁德天皇と稱し奉る、此時國人の貧しきを見賜ひて、三歲課役を免し賜ひしのち、全國大に富み、人々

其恩に感じ、聖帝の仰ぎ給ふ、

桓武天皇に至るまでは、都城所々に、移ちを賜ひしが、此時より、山城に定まり、平安城と稱し、近時に至るまで、一千有餘年の間、天皇代々の皇居と為り給ふ。今の京都是なり。

後白河天皇の御宇、源平の二氏、怨を構へ、互に攻伐を事とし、平清盛、源義朝を亡ぼすに及び、威權を逞うし、政權を擅にせり、然るに、源頼朝再び起り、平氏を亡ぼして、幕府を鎌倉に開き、

全國の政權を執りしが、程なく、其血統は斷えて、其臣北條氏、政を專にす。後醍醐天皇に至り、諸國に勤王の兵起り、新田足利楠の諸氏、力を戮せて、北條氏を亡ぼし、王政を恢復せしも、足利尊氏反して、別に天皇を立

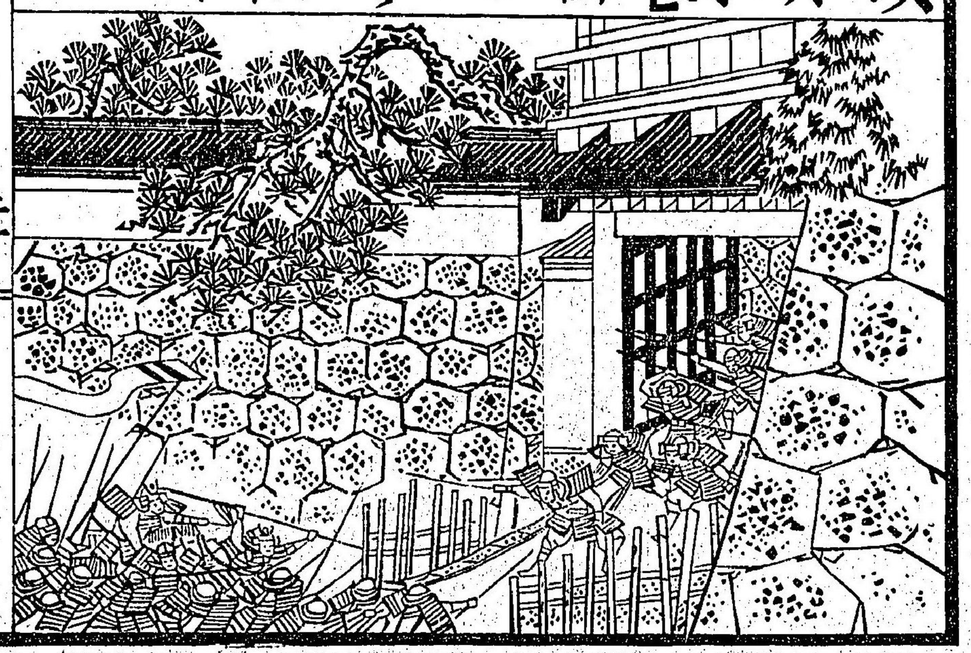

しより、南北兩朝に分まゝなれども、幾許なくして、一に合へり、

正親町天皇より至りて、足利氏の勢漸く衰へ、諸國の土豪、互に土地城爭ひ、織田信長足利氏より代りて、政令城出でゝ、然れども、不幸にして、其臣明智光秀の爲めに、弑せられしのち、豐臣秀吉光秀を討ち、諸侯城服せし後、天下の政權を掌握せり、

後陽成天皇の御宇に至りて、德川家康秀吉に代りて、政城執りて、幕府を武藏の國、江戸に開き、王室を守衛し、全國を統轄して、殆ど三百年の太平城致せしなり、

孝明天皇の御宇に至りて、外國互市の事起りて、幕府の政遂に衰へ、薩長土の諸藩、及所々に豪傑の士出でゝ、王政復古の議を建てたり、

今上天皇陛下、御位に卽きたまひしのち、德川氏、大政城奉還し、諸藩も亦各其邑土城返納し、海内一に古に復し、博く俊傑城用ひて、百官に

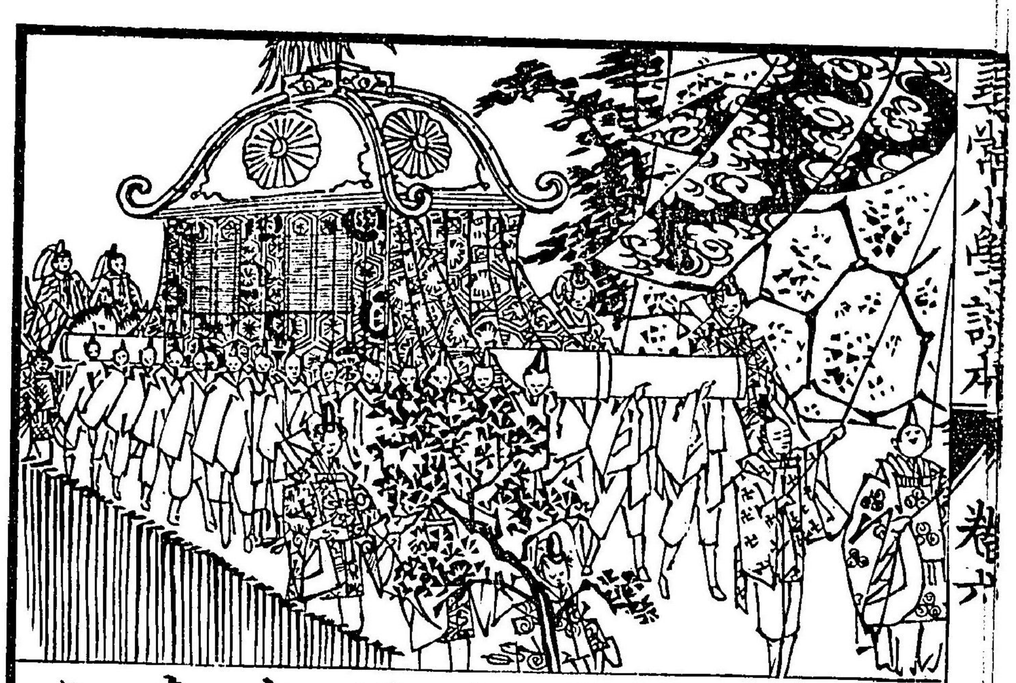

充て、各國と交通ひ道路開きて、弊習を改免、人民を利し賜ひしなり。汝等幸ひ此盛世に生まれて、勉免學んで、世間に有用ひ人なる様得て、我が身も、幸福様得、人をも利さ、ぶ様、業を為ちぎらるべしらば、

浪速、檀原、平安城熊襲、驍勇、根據、凱旋、租稅、血統、恢復、統轄、俊傑、弊習、

第十四

此に圖きるハ、我邦中世に在りし、戰鬪ひ狀なり。○後冷泉天皇の御宇、安部の貞任なる者、天皇に叛ひし様、八幡太郎義家、之を以て名將討ちて之を滅しなり。○數多の兵卒を從へて、其身ハ馬に乘り、敵を逐ふ狀なるハ、義家にして、剛勇と見ゆる、一騎ひ大將の走りて行くハ、貞任な

又、此頃ハ鐵炮の術、未開
なりしなる故ニ、大將ハ各弓
矢手ニ、冑を被ひ、箭筒
背ニ負ひ、大刀を腰ニ帶
びあり、
此頃、武ハ、剛勇なるまでに、義
家の智畧ニて、攻免たり
しも、漸く九年ニ經て、克
く之を得あるなり、

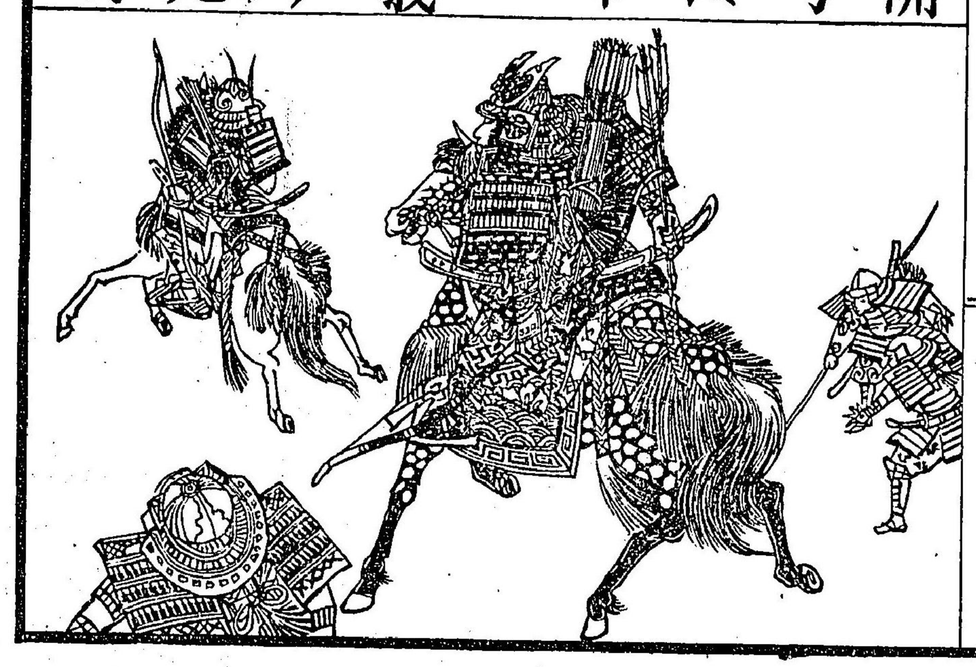

古ハ、弓矢以て戰具ハ第一とす、故ニ兵士を弓
取ひ、ひあり、源義經平氏ハ西海ニ攻免し時、
平氏ハ殘らず、大なる船ニ乘り、海上ニ浮び居
て、源氏の兵船少き小船ニ長き竿ハ立
て、其頭ニ日の丸ハ扇ハ開きて結びつけ、此日
の丸を射て見よ、とも、射ることハ、出來ぬ
ぬ、言はぬ、ぬ、示しあるを、義經奈須の與
市ニ命じて、射ちをしむ、與市ハ、弓ハ達者なり
けるを、其扇ハ日ハ、ら、けて、のなぬ乃所を射あ

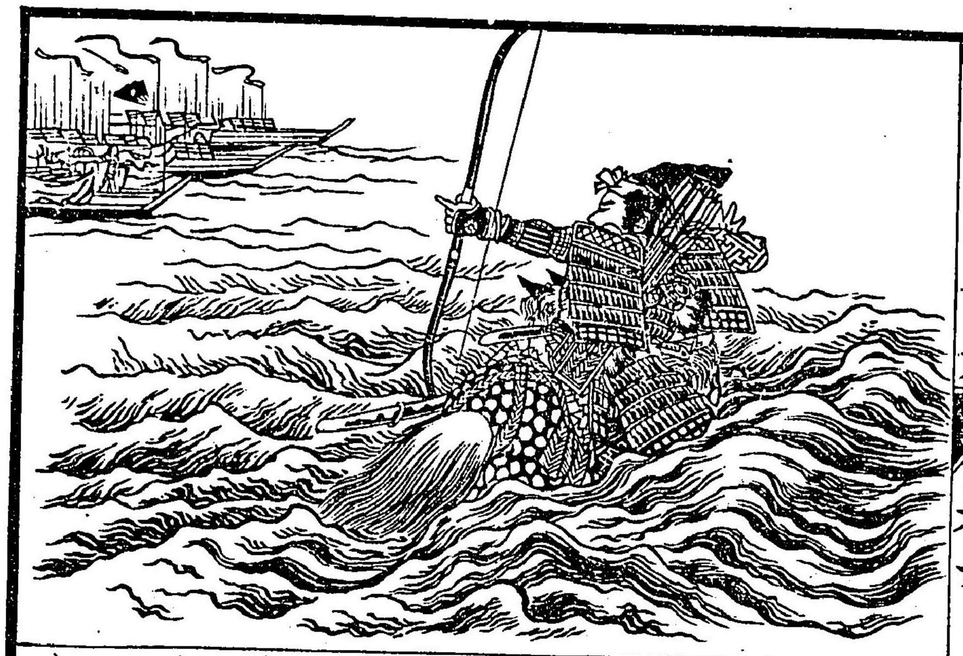

まゝ故に、扇ハ風にひらめきて、空中に舞ひ、海上に落ちゐるなり、敵も味方も、射ゐるや、射ゐるやほむる聲ハ、水に響きて、のはびたゞしゝゝぞ、然るに時勢變遷し、戰具大に異なり、弓矢は廢きて、今は大小砲を

用ふる事ゝなりまゝ、

戰鬪剛勇　鐵砲、箭、智略、義經、奈須與市、達者、敵味方、戰具、

第十五

此に圖しゐるハ、陸軍ハ練兵なる所にて、先に歩ゝ、喇叭を吹くハ、樂隊なゝ、馬上に劍を持ちたるハ、士官なゝ、小銃を肩にし、列ゝ居て、足拔揃へ進むものハ、兵卒なゝ、

又次に圖しゐるハ、海軍兵士の、其技を演習ま

る所よりして、數艘の軍艦をもて、大砲を打ち出し、又海底に仕掛け置たる、水雷火を發し、敵の船を打ち破るし、狀なしある所なり、

○凡て兵士は、國を護るゑて、至要なる者よりして、一日も缺ぐ可らざ

るものなれば、若し國を護る人なる時は、全國の人、片時も、心を安ず、業を營むこと、能はざるべし、故に國中の人々は、十七年ふりて、軍籍に入れば、二十年にして、兵役に服し、常に技術を熟達し、若し事ありまた、義勇を振ひ、國

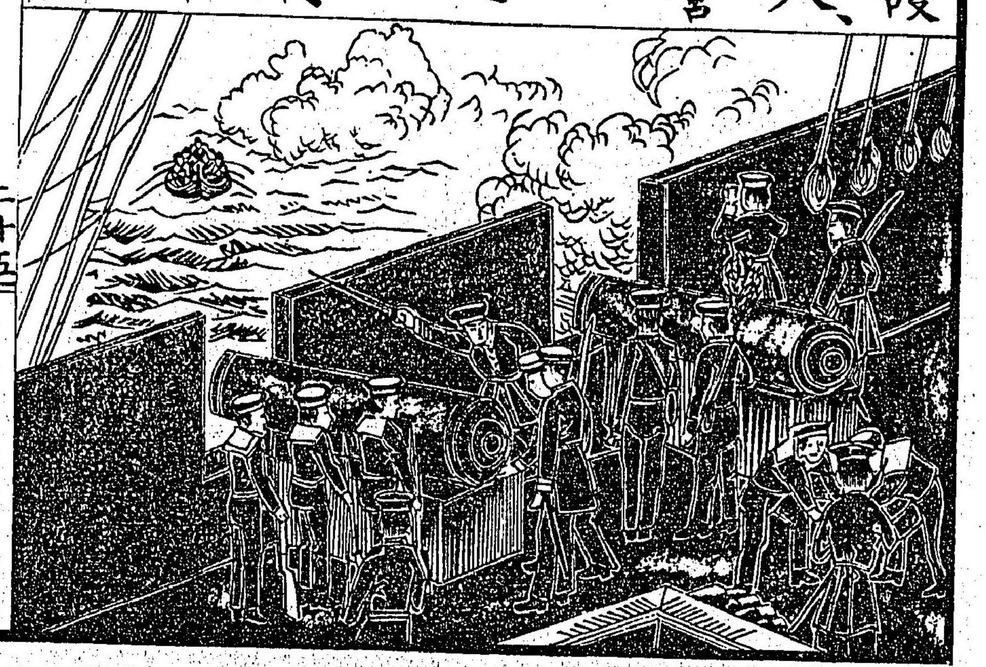

恩ゑ報い、皇威を輝さんと、企圖すべきなり、

樂隊、士官、海軍、陸軍、兵役、演習、軍籍、護ル技術、熟達、義勇、恩報、皇威、企圖、

第十六

人ハ、何事ゑ依らば、手練をぎれば、上手やなるべきなり、畜類と雖も、人ゑ優るべき術ぜ得べし、○徳川氏の士ゑ、柳生但馬守やいふ、人ぜなりて、二匹ぜ猿ぜやしふひ、常ゑ劍術ぜ相手ゑきらまし故、猿も自然やな、手練して、未熟

ふる、弟子ハ毎度、此猿ゑ負けしたやなりぬ、或る浪人、槍を手練して、何とぞ柳生氏と立會ひ、試みたく思ひ、手づる求免て、立會ひを望ゑ、面目ゑし、但馬守ハ、對面きられ、拙者ゑ立會ふたやハ、易ぜ事ふぎら、先猿ぜもを突きて見らまきやふひしこのぜ、彼の浪人ハ、之ぜ聞ぜ、何如ゑ柳生氏ふまきやて、畜生を相手ゑやハ、以の外なりやな思ひふぎら、是非なく、立會ゑるゑ、猿ハ竹具足ゑ、相應ぜ面ぜ、小ぜ竹刀を持ち、

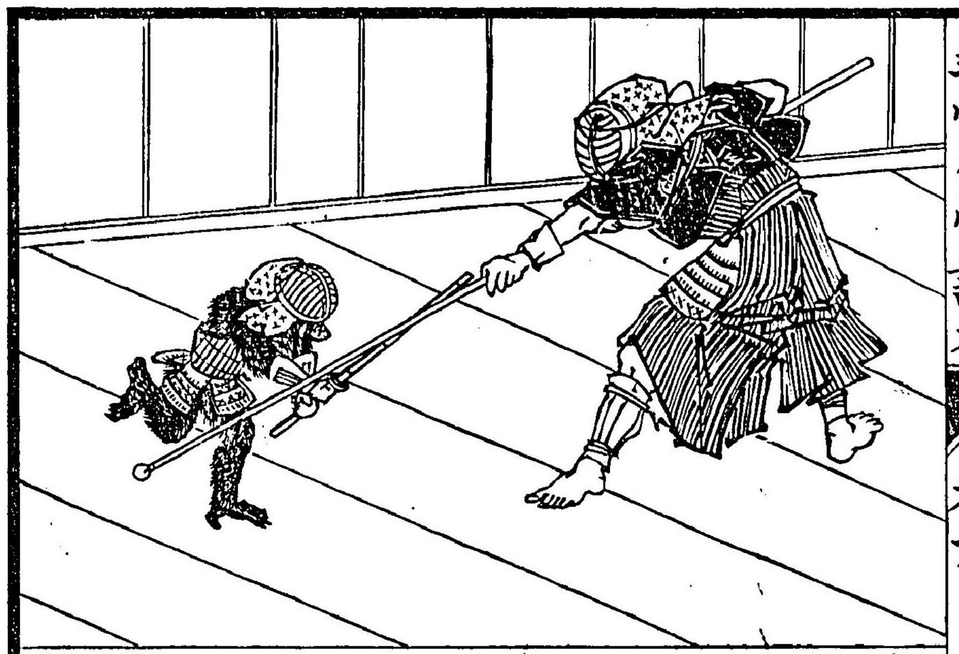

浪人は突き込む槍を潜りて、何の造作もなく件の士を打ちたるなり、彼の浪人は、案に相違して、今一度ぞ望むに、他の猿立ち代りて、向ひ来るぞ、今度も亦猿に負けたり、

○彼の士、大に愧ぢて、立ち歸り、四五十日間、晝夜工夫を懲して、又柳生流の方へ行き、但馬守に對面して、今一度猿に立會ひ度ぞ、懇望をり、

但馬守、早く其機を察し、其方は工夫殊の外上達をしと見えたり、今度は、猿もなかなか及ぶまじ、去ながら先づ立會ひ給へと、言ひて、猿を出だせしに、互に向ひて、未だ仕合も為ざるに、猿大に叫びて、逃げ去れり、夫より、彼は士、但馬守の門弟となりて、劍術は奥儀を、傳はりぬと、

手練、立會、優、劍術、未熟、毎度負、立會、對面、畜生、

突、潛、案、竹具足、相違、愧、機察、逃去奥儀、

尋常小學讀本卷六終

明治十九年三月五日版權免許
同　年七月　出版

編輯人　東京府士族　飯田直之丞　東京下谷區仲徒町壱丁目三十九番地
出版人　東京府士族　西郷茂　東京下谷區西町壱番地
出版人　滋賀縣士族　小林亀之進　東京日本橋區本町四丁目十六番地
發兌　文學社　東京日本橋區本町四丁目十六番地

発兌
出版人
出版人
編輯人

東京日本橋區本町四丁目十六番地
文學社

滋賀縣士族
小林龜之進

東京下谷區西町壹番地
西郷茂

東京府士族
飯田直丞

同
明治十九年三月五日版權免許
出版

尋常小學讀本 自一至六

発兌
出版人
出版人
編輯人

東京日本橋區本町四丁目十六番地
文學社

滋賀縣士族
小林龜之進

東京下谷區西町壹番地
西郷茂

東京府士族
飯田直丞

同
明治十九年三月五日版權免許
出版

定價拾貳錢

尋常小學讀本 自一至六